

令和6年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和6年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					1人1月当たりの住宅の利益の額（畳一畳につき）	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額		
1 北海道	23,100	770	190	270	310	1,110	
2 青森	22,200	740	190	260	290	1,040	
3 岩手	22,200	740	190	260	290	1,110	
4 宮城	22,200	740	190	260	290	1,520	
5 秋田	22,500	750	190	260	300	1,110	
6 山形	23,400	780	200	270	310	1,250	
7 福島	22,500	750	190	260	300	1,200	
8 茨城	22,200	740	190	260	290	1,340	
9 栃木	22,500	750	190	260	300	1,320	
10 群馬	21,900	730	180	260	290	1,280	
11 埼玉	22,500	750	190	260	300	1,810	
12 千葉	22,800	760	190	270	300	1,760	
13 東京	23,400	780	200	270	310	2,830	
14 神奈川	23,100	770	190	270	310	2,150	
15 新潟	22,800	760	190	270	300	1,360	
16 富山	23,100	770	190	270	310	1,290	
17 石川	23,400	780	200	270	310	1,340	
18 福井	23,700	790	200	280	310	1,220	
19 山梨	22,500	750	190	260	300	1,260	
20 長野	21,600	720	180	250	290	1,250	
21 岐阜	22,200	740	190	260	290	1,230	
22 静岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
23 愛知	22,500	750	190	260	300	1,560	
24 三重	22,800	760	190	270	300	1,260	
25 滋賀	22,500	750	190	260	300	1,410	
26 京都	22,800	760	190	270	300	1,810	
27 大阪	22,500	750	190	260	300	1,780	
28 兵庫	22,800	760	190	270	300	1,580	
29 奈良	22,200	740	190	260	290	1,310	
30 和歌山	22,800	760	190	270	300	1,170	
31 鳥取	23,100	770	190	270	310	1,190	
32 島根	23,400	780	200	270	310	1,150	
33 岡山	22,800	760	190	270	300	1,360	
34 広島	23,100	770	190	270	310	1,410	
35 山口	23,400	780	200	270	310	1,140	
36 徳島	23,100	770	190	270	310	1,160	
37 香川	22,800	760	190	270	300	1,210	
38 愛媛	22,800	760	190	270	300	1,130	
39 高知	22,800	760	190	270	300	1,130	
40 福岡	22,200	740	190	260	290	1,430	
41 佐賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
42 長崎	22,800	760	190	270	300	1,150	
43 熊本	22,800	760	190	270	300	1,150	
44 大分	22,500	750	190	260	300	1,170	
45 宮崎	21,900	730	180	260	290	1,080	
46 鹿児島	22,500	750	190	260	300	1,110	
47 沖縄	24,000	800	200	280	320	1,290	

時価
自社製品
通勤定期
券など

令和六年八月発行

八月号

発行所

社会保険労務士法人

長崎市興善町四番二号
FAX (095) 833-3900
TEL (095) 833-3900
金原事務所

※改正箇所は太字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。



所報

かなはら

令和6年 8月

社会保険労務士法人
金原事務所

事業主、労務担当者の皆様へ

企業も労働者も安心して 副業・兼業に取り組むために

多様な働き方への期待が高まっており、労働者の希望に応じて副業・兼業を行える環境を整備することが求められています。長時間労働になり、労働者の健康が阻害されないよう、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を踏まえた取組の実施をお願いいたします。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」のポイント

基本的な考え方

- 労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされていることから、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが適当です。
※労務管理を適切に行うためには、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが望ましいです。
- 副業・兼業は、本業以外でのスキルや経験の獲得により、労働者の主体的なキャリア形成に資するものであることから、各企業における副業・兼業の取組について公表することを推奨しています。



労働時間の管理

- 労働者が雇用される形で副業・兼業を行う場合、原則として、自社と副業・兼業先の労働時間を通算して管理する必要があります。労働時間の通算は、自社での労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社での労働時間とを通算することで行います。
- 労働時間の通算にあたっては、自社で取り入れやすい方法を採用し、自社と副業・兼業先の労働時間を確実に通算するようにしましょう。

労働者の健康確保

- 副業・兼業を行っている労働者とコミュニケーションをとり、労働者の健康確保に必要な措置を講じましょう。
- 状況に応じて、時間外・休日労働の免除や抑制を行うことも考えられます。

詳細は厚生労働省ホームページ
「副業・兼業の促進に関するガイドライン」へ

副業 ガイドライン



全国健康保険協会からのお知らせ 資格情報のお知らせと 加入者情報（マイナンバーの下4桁） の配付をお願いします。



令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。
このため、全ての加入者様に安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、健康保険の諸手続きを行っていただくため、加入者個人の「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」が送付されますので、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

配付方法

「配付のポイント」を参考に、被保険者様分と被扶養者様分を従業員様に配付をお願いします。

○配付の流れ



事業所に届く郵便物の形態

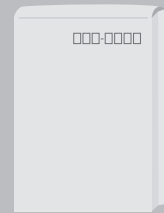
加入者個人ごとの封筒を、封筒または箱に封入し、事業所に送付します。

送付時期：令和6年9月と令和7年1月

💡ポイント

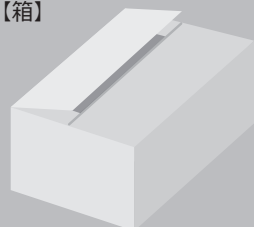
従業員様やそのご家族様の人数が多いほど、封筒または箱の数量が増えます。

【封筒】



●予定サイズ（最大）
高さ49cm、幅32cm、マチ12cm

【箱】



●予定サイズ（最大）
長さ36cm、幅25cm、深さ12cm

※封筒もしくは箱いずれも封入されている通数は、最大で約150人分

💡配付のポイント！



（記号）12345678 （番号）1234567
（被保険者氏名）協会 太郎 様
（対象者氏名）協会 花子 様

個人ごとの封筒の窓から、上記のように従業員様の氏名（被保険者氏名）と封入されている方の氏名（対象者氏名）を確認することができます。
配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。

送付物のイメージ

様式例



1 資格情報のお知らせを切り取って保管してください

加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握することができます。
また、令和6年12月2日から医療機関等の受診が必要となる場合があります。詳しくは下部の「令和6年12月2日以降の受診方法」をご確認ください。
なお、点線で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。

2 マイナンバーの下4桁をご確認ください

協会けんぽに登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認ください。

令和6年12月2日以降の受診方法

1 マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用することで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。



※マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です。
導入している医療機関等については厚生労働省のホームページをご確認ください。（右の二次元コードからアクセス）

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関は、以下の方法で受診することができます。

- マイナ保険証+マイナポータル資格情報画面（スマートフォン）
マイナポータル資格情報画面（スマートフォン）をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。
- マイナ保険証+資格情報のお知らせ
スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

2 その他の受診方法

- 健康保険証（令和7年12月1日まで）
現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。
なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。
- 資格確認書
マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。
※今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

協会けんぽ長崎支部の連絡先はこちら
☎095-829-6000